

観光拠点来訪促進業務プロポーザル実施要領

本実施要領は、地方創生交付金を活用し、令和2年度に日本遺産認定された「龍田古道・亀の瀬」を周遊するルート・旅行商品開発や、国内旅行者及びインバウンド市場をターゲットとしたモニターツアー・FAMトリップを実施し、アフターコロナの本市観光振興及び誘客促進を図ることを目的とする観光拠点来訪促進業務を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するために必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 業務名 観光拠点来訪促進業務
- (2) 業務内容 別紙業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 委託料上限額 8,475,000円（税込み）

2 担当部署

柏原市 市民部 にぎわい観光課
〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号
電話 072-940-6165 FAX 072-971-2530
メールアドレス kanko@city.kashiwara.lg.jp

3 参加資格

- 1 本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる全てを満たしているものとする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
 - (2) 本公告の日から候補者特定の日までの間、柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成31年3月29日制定）に基づく指名停止業者又は指名回避業者でないこと。
 - (3) 柏原市暴力団排除条例（平成25年柏原市条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団、同条第7号に規定する暴力団員又は同条第8号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者又は第7号に規定する暴力団の利益になるおそれがある者でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者で更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者で再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- 2 参加者は、候補者決定までの間に、前各項に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

4 参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加申込書等を提出すること。
なお、期限までに参加申込書を提出しない者、又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

※本プロポーザルの公募に関する資料等は、本市ウェブサイトからダウンロードが可能。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 会社概要（様式2）
- ウ 業務実績調書（様式3）
- エ 業務実施体制調書（様式4）

(2) 参加申込書受付期間

柏原市役所閉庁日を除く、令和4年5月13日（金）から令和4年5月31日（火）まで
※受付時間は、月曜日から金曜日までの9時から17時までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）とする。
※郵送の場合、令和4年5月31日（火）17時必着。

(4) 提出先

前記2の担当部署

(5) 提出部数

- ア 正本1部（代表者印押印のもの）
 - イ 副本1部（正本の写し）
- ※提出書類のア～エの順序で製本し、A4フラットファイルに綴じて提出すること。

(6) 参加資格審査

令和4年6月2日（木）に参加申込書に記載された電子メールアドレスに結果を通知する。

(7) 結果に関する問合せ

参加資格を認められなかった者は、審査結果について令和4年6月3日（金）17時までに書面（様式自由）にて説明を求めることができる。

5 実施スケジュール

期 日 等	項 目
令和4年5月13日（金）	公告（公募開始）
令和4年5月13日（金）	質問受付開始
令和4年5月20日（金）	質問受付終了
令和4年5月23日（月）	質問回答（最終更新）
令和4年5月31日（火）	参加申込の受付締切
令和4年6月1日（水）	参加資格の審査
令和4年6月2日（木）	参加資格審査の結果通知
令和4年6月3日（金）	提案書受付開始
令和4年6月10日（金）	提案書受付終了
令和4年6月13日（月）	審査（プレゼンテーション審査）
令和4年6月14日（火）	結果通知
	契約締結

6 質問及び回答

(1) 質問内容

本プロポーザルに関する質問は、参加申込、企画提案（業務実施に係る質問を含む。）に関する事項に限るものとし、評価、審査及び提案内容に関する質問は受け付けない。

(2) 質問受付終了

令和4年5月20日（金）17時

(3) 質問方法

質問書（様式5）を使用して、電子メールで質問すること。

※電子メール以外の質問は受け付けない。

※電子メールの標題は、以下のとおりとすること。

「観光拠点来訪促進業務」公募型プロポーザル質問

※本文には、事業者名、担当者氏名及び連絡先を明記すること。

(4) 質問先

前記2の担当部署

※送信後、必ず電話による着信確認を行うこと。

(5) 回答方法

回答は本市ウェブサイト順次公開し、令和4年5月23日（月）17時15分を最終の更新とする。

※提案者毎への回答は行わない。

※会社名、担当者氏名及び連絡先等は公開しない。

※回答は、本実施要領及び仕様書の追加事項又は修正事項とみなす。

7 企画提案

本プロポーザルの参加資格が認められ、提案を行おうとする者（以下「提案者」という。）は、次により企画提案の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式6）

イ 企画提案書（任意様式）

（日本遺産及び本市観光資源に関する理解、同種・類似事業の実績、実施体制、コンテンツの内容、事業効果、維持管理費は必ず記載すること）

※写真、文字、イラスト等はダミーで可。

ウ 参考見積書（任意様式）

※税込み価格で記載し、代表者印の押印を忘れないこと。

※業務内容について、内容がわかる内訳書を添付すること。

(2) 提出期間

柏原市役所閉庁日を除く、令和4年6月3日（金）から令和4年6月10日（金）まで

※受付時間は、月曜日から金曜日までの9時から17時までとする。

(3) 提出方法

持参のみとする。

(4) 提出先

前記2の担当部署

(5) 提出部数

ア 正本1部（代表者印押印のもの）

イ 副本7部（正本の写し）

8 辞退届の提出

本プロポーザルへの参加を辞退する者は、速やかに電話連絡の上、辞退届（様式7）の正本1部を前記2の担当部署へ直接持参し、提出すること。

9 提案書の審査及び審査結果の通知

(1) 審査

審査は、観光拠点来訪促進業務公募型プロポーザル選定委員会において別表「審査基準表」に基づき行う。提案書等の提出書類の内容を審査した結果、総合得点が最も高い者を候補者として決定する。総合得点が最も高い者が同点で2者以上となった場合については、参考見積額の低い方を選定する。なお、参考見積額が同額の場合は、審査項目の独自提案の項目の評価点を踏まえ、選定委員による多数決で決定するものとする。

ただし、総合得点が満点の6割に満たない場合は、候補者として認めないものとする。

(2) 1者提案

提案者が1者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

ただし、前項(1)のとおり、総合得点が満点の6割に満たない場合は、候補者として認めないものとする。

(3) プレゼンテーション審査

全提案者に対し、提案内容のプレゼンテーション審査を実施し、提案書とプレゼンテーションの内容を合わせて審査を行う。

ア 実施日時等

実施日は令和4年6月13日（月）とする。

※実施時間等については、令和4年6月10日（金）17時までに電子メールで通知する。なお、通知を受け取り後、必ず受領確認の電子メールを返信すること。

※実施日が変更となる場合、あらかじめ対象者に通知する。

イ プレゼンテーション方法

一提案者のプレゼンテーションの持ち時間は、提案20分、質疑応答10分、計30分をとする。提出した提案書の内容をもとに簡潔に説明すること。

また、提出した提案書の範囲内で様式の異なる資料を配付することは認めるが、新たな資料の配付は認めない。

映像等のモニター出力によるプレゼンテーションを可とし、HDMI端子を有したモニターは本市が用意する。パソコンその他の機器等は、提案者が用意すること。

出席者は4名以内とし、候補者となった場合に本業務の責任者及び担当者となる予定の者を必ず含むこと。

(4) 審査結果の通知

令和4年6月14日（火）に審査を実施した全提案者に対し、参加申込書に記載された電子メールアドレスに結果を通知する。併せて、普通郵便で書面による通知を行う。

なお、審査結果の通知を受け取り後、必ず受領確認の電子メールを返信すること。

(5) 審査結果の公表

前記(4)と同時に、本市ウェブサイト及び情報公開コーナーにおいて、参加申込者数、企画提案者数及び候補者名を公表する。

また、候補者と契約締結後、同様に全提案事業者の名称、評価点及び提案金額を公表する。なお、契約締結者以外の提案事業者名と評価点等の対応関係は明らかにしない。また、提案事業者が2者の場合、評価点等の公表は契約締結者のみとする。

(6) 審査結果に関する問合せ

審査に対する要求や結果の内容に関する異議申し立て、質問等は一切受け付けない。

10 契約保証金

柏原市財務規則（昭和39年3月16日規則第7号）第107条の規定に基づくものとする。有価証券等の提供又は金融機関の保証、又は履行保証保険契約の締結をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額（総額、消費税込み）の100分の10に相当する額以上とする。

11 その他の留意事項

- (1) 提案者からの提案は1案とする。
- (2) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加申込者又は提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。ただし、提出書類はこのプロポーザル以外の目的には使用しない。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルの参加を失格とする。
 - ア 前記3の参加資格要件を満たさなくなった場合
 - イ 本市財務規則を含む関係法令等に違反した場合
 - ウ 提出書類が提出期限までに提出されなかった場合
 - エ 必要な提出書類が揃っていない場合
 - オ 必要事項の未記入及び押印漏れがある場合
 - カ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - キ 見積額（税込み価格）が委託料上限額を超える場合
 - ク 見積書と内訳書が一致しないなど、提出書類の記載事項に重大な不足や不備がある場合
 - ケ 本実施要領の記載事項を遵守しない場合
 - コ プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - サ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - シ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
 - ス その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行う又は行った場合
- (6) 本プロポーザルは、本業務の契約の相手方となる候補者を選定するものである。
- (7) 本プロポーザルの仕様書は、企画、提案能力のある事業者を選定するものであるため、詳細な仕様は、候補者選定後に本市と候補者が協議を行った上で契約を締結し、定めるものとする。
- (8) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、

市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写という。）することができるものとする。

(9) 市は提出された企画提案書等について、柏原市情報公開条例（平成 12 年 10 月 6 日条例第 23 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

(10) 審査に対する異議申し立てはできないものとする。

(11) 本プロポーザルにより提案を受けた業務については、議会の議決後に実施するものとする。